

コミュニティバス「うるおい」の車両更新について

1 協議理由

コミュニティバス「うるおい」は、平成22年度の運行開始以降、吉原中央駅と富士駅を結ぶ「まちなか路線」として、その役割を果たしています。

こうした中、使用車両は、運行を開始してから13年が経過し、走行距離は約50万キロとなり、老朽化による不具合や故障が度々発生するなど、運行に支障を来す恐れを抱えながら運行している状況であることから、車両の更新を予定しています。

しかしながら、更新予定の車両は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下、バリアフリー法）」で定められた、車いす対応が困難であることから、バリアフリー法の適用除外申請をするため、本協議会にて選定車両を承認いただく必要があります。

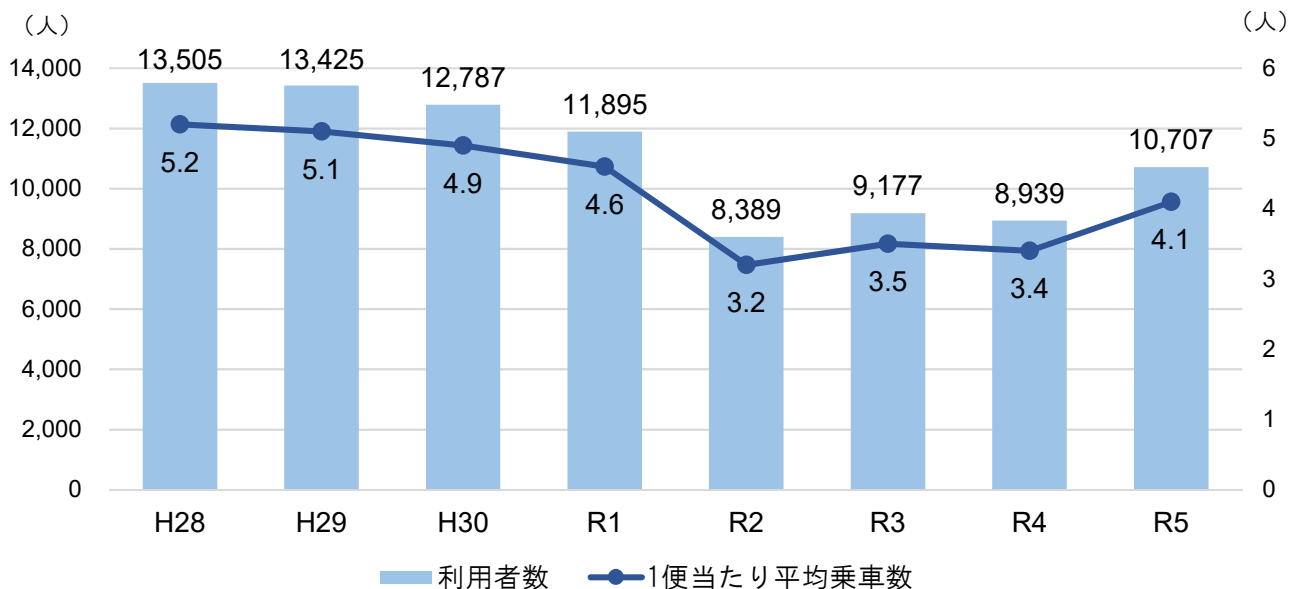
2 運行状況

(1) 概要 ※運行内容に変更はありません。

ルート	直行ルート 吉原中央駅～湯らぎの里～富士駅を往復 巡回ルート 吉原中央駅～津田～藤間～富士駅を往復
停留所数	直行ルート 15か所 巡回ルート 28か所
運行日時	月曜日～土曜日 午前6時台～午後6時台
運行本数	18便/日
運賃	1乗車200円（小学生及び障害者手帳所持者100円）
運行事業者	石川タクシー富士株式会社


(2) 利用者数

令和2年度は、新型コロナの影響もあり大幅に利用者が減少しました。令和5年度は、回復傾向にはありますが、まだ以前の水準には戻っていません。



3 選定車両

(1) 新旧比較

	選 定 車 両	現 行 車 両
車 種	<p>日産 キャラバン</p>  <p>※車体は専用ラッピング予定 全長 5,230mm 全幅 1,880mm 全高 2,285mm 重量 2,260kg</p>	<p>トヨタ ハイエース</p>  <p>全長 5,380mm 全幅 1,880mm 全高 2,260mm 重量 2,850kg</p>
乗車定員	<p>10人（客席9人） ※差数は運転手</p>	<p>10人（客席9人） ※差数は運転手</p>
車いす	非対応	対応
導入時期	令和7年2月予定	平成22年11月
運行事業者	石川タクシー富士株式会社	石川タクシー富士株式会社

(2) 選定理由

ア 道幅が狭い箇所も運行しており対向車とすれ違うことが困難であることから、大型化することは望ましくなく、現行車両と同程度のサイズとしました。

イ 現在の利用状況を踏まえ、客席数を可能な限り維持する必要があることから、選定車両は、現行車両の客席数を維持するものとしました。

ウ 運行に必要な音声案内装置・交通系IC読取機を搭載できる等の条件を満たすものとしました。



これらを踏まえ車両選定をしたところ、上記車両となりました。

4 車いす利用者の対応

● 利用日の前日まで

車いす利用者は、利用する日とダイヤ、バス停を運行事業者（石川タクシー富士株式会社）へ電話で予約をする。

● 当日

- ・運行事業者は、予約のあったダイヤに合わせて、車いす対応タクシー*を追加便として配車する。（通常の「うるおい」車両と車いす対応タクシーの2台と一緒にバス停に来る。）
- ・2台と一緒に「うるおい」のルートに沿って運行する。

*車いす対応タクシーとは・・・

運行事業者である石川タクシー富士株式会社は、車いす対応タクシーとして、「ユニバーサルデザインタクシー」を11台保有（R6.9.18現在）しており、利用日の前日までの予約に応じて「うるおい」の追加便として運行することが可能です。

運賃は、他の利用者と同様の大人200円（障害者手帳所持者100円）となります。

《イメージ図》



5 周知

今回の車両更新について、実際に選定車両で運行する際には、車いす利用者の利用方法については、市ウェブサイトへ掲載するほか、チラシの配布・配架を行うなど周知を図ります。

参 考

バリアフリー法について

- ▶ 路線定期運行の用に供する乗合バス車両については、バリアフリー法に基づき、車いす利用者に対応した設備を設けることが求められています。

バリアフリー法

第 8 条 公共交通事業者等は、(中略) 車両等を新たに事業の用に供するときは、当該旅客施設又は車両等を移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する主務省令(以下、省令)で定める基準に適合させなければならない。

省令

第 37 条第 2 項 (バスの) 乗降口のうち、一以上は次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 (略)
- 二 スロープ板その他の車いす使用者の乗降を円滑にする設備が備えられていること。

- ▶ 一方、選定車両は、車いす対応の設備が設けられないため、バリアフリー法に基づいた基準を満たすことができませんが、省令第 43 条には、特別な事由により車いすなどの対応が困難なバス車両については、基準の適用の除外を申請できることとなっています。

省令

第 43 条 地方運輸局長が、その構造により又はその運行の態様によりこの省令の規定により難い特別の事由があると認定したバス車両については、第 37 条から前条までに掲げる規定のうちから当該地方運輸局長が当該バス車両ごとに指定したものは、適用しない。